

公立大学法人神戸市外国語大学理事会規程

2007年4月1日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学定款第13条の規定に基づき、公立大学法人神戸市外国語大学理事会（以下「理事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 理事会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第78条第3項の規定に定める神戸市長に対する中期目標に関する意見、中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 法により市長に認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他神戸市外国語大学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(組織)

第3条 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(議長)

第4条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、構成員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）の3分の1以上の者又は監事が会議の目的たる事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 理事会の庶務は、事務局経営企画室において総括し、及び処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、議長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年3月3日から施行する。